

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
49	A 権利移転	農業・農地	農地中間管理事業における農地利用配分計画認可の届から市町村への権限移転及び短縮期間の短縮又は廃止	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「農地法」)第18条第1項の規定による農地利用配分計画(以下、「配分計画」)の知事の認可について、農地の所在と農地後の設定等を要する者の住所が同一市町村の場合、当該市町村長が認可できること。 また、配分計画の2週間の短縮期間を短縮または廃止するよう促す見直しを。また、配分計画の2週間の短縮期間を短縮または廃止するよう促す見直しを。	【支援事例】 農地法又は農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続きが完了する。 一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構(以下、「機構」)への貸付手続(市町村段階の承認審査)に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要な配分計画は、知事が必要とするため、審査、公告、2週間の短縮期間(法定)などの重役の手続きに約4週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。 このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬告される傾向にある。 なお、平成26年度から配分計画を短縮してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。	【効果】 機構法第18条第1項の配分計画認可を市町村へ権限移転することにより、機構法第19条第2項の規定により配分計画の案を作成する市町村は、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間を短縮できることとなる。また、同法第18条第1項に基づき配分計画を短縮又は廃止することにより、農地間の審査、短縮・廃止に要する期間が短縮され、利用者の利便性が向上するとともに事業の効率化が図られる。 なお、市町村はこれまでの手続きに加えて配分計画の公告(発行)となることから、配分計画はこれまで市町村が作成していたことから審査期間も短く、事務量の増加は少ない。	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項、第3項及び第4項、第18条第2項	農林水産省	青森県	農地中間管理事業の推進に関する法律別添2名において、施行後3年を目途として農業の活性化を図る。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項、第3項及び第4項、第18条第2項を模倣することとする。	福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、鳥取県、山口県、徳島県、高知県、福井県、沖縄県	○農地中間管理事業は作成する種類が多く、事務負担が多く、貸付手続に長期を要するため、受取人に敬告されることが多く、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○農地中間管理事業における担い手の農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の所管農地計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農地利用配分計画の認可までの手続きが長いため、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。そのため、担い手農業者からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きが長すぎるの弊がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが難しい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の枠を参考に、事務の迅速化を図ってまいりたいと考えている。また、農業者から敬告される傾向があるため、農業者の負担軽減を図るため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが短縮されることと手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用し担い手への農地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農地利用配分計画の承認に係る短縮期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の活用向上につながることを考えている。 なお、これまで短縮期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○本県においても、具体的な支援事例と同様の状況となっていることから、本提案が実行されることにより、事業の効率化が図られると考える。 ○事務手続きに長期を要する。 都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬告している。 ○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分まで2週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬告される傾向にある。 ○本県において平成26年度から配分計画を短縮してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るために、提案に賛同する。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
48	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。	本提案に対して11団体の追加共同提案があり、多くの支援事例が生じていることから、事業の効率化、利用者の利便性向上のため、観覧期間の短縮又は廃止、及び同一市町村内における農地の農用地利用配分計画認可の市町村への権限移譲について、検討していただきたい。	【群馬県】 配分計画を作成する際の地域における事前調査の結果、観覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により観覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手續の迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【埼玉県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目途とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。	【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の農知事の認可に係る観覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 また、まちづくり・土地利用調整等の地域の空間管理に関する事項について市への移譲を進めることとするとの地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都道府県の農用地利用配分計画に対する認可権限の移譲については、提案団体の提案を受けて積極的な検討を求め、 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付しやすしい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、手續の簡素化に向け、対応を求め、 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求め、	【総論】 ○ 機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討するとのことであるが、配分計画の推進府知事承認、当該認可における観覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委任の知事承認についても提案団体の支援を期待する方向で検討いただきたい。 【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○ 配分計画の推進府知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定・承認に係る一連の手續を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で締結する仕組みへと見直し方向で検討いただきたい。 ○ 配分計画の推進府知事認可に係る観覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、観覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手續の緩和 ○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合(契約期間以外の内容が譲渡約と全く同一であり、当事者間で合意がなされている場合には、用途の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手續を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみを認めていること、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があることとしている。 機構関連事業の実施に係る手續を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委任に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委任に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの事務内容の委任業務についてまで知事承認を求めるとは必要はないのではないか。		

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
59	地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除の法的整備	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条例の追加を行うこと。	【支援】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の文言が盛り込まれていないところである(年報21号)。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可件として暴力団に属する組合の認可を拒否したが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、監督への暴力団罰金も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本(前進戦略)」においても、「各種業・公共事業者からの暴力団排除の徹底」が掲げられている。については、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	中小企業等協同組合法	警視庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、理研	京都府、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、愛媛県、徳島県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、高松県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	石岡市、川崎市、鎌倉市、京都市、大分県	○今後支援事例が生じる可能性は高いこと。また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など種別法との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県において、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否するに際しては法律上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないこと、並びに暴力団に属する組合の認可を拒否することは、難しいと考える。 暴力団排除条例の制定等により、県レベルの策定として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることにより両立する。		
60	地方に対する規制緩和	農業・農地	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	【現状】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費の額(設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の総額)が、重要前の工事費の額の30(一センチ)に相当する額(その額が200万円を超える場合は、200万円)以上、平成29年3月31日現在発生した被災地地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにおいては、その額が平方メートルを超える場合は、2平方メートルを超えるもの」である場合、あらかじめ農林水産省(以下農水省)に協議し同意を得る必要がある。 【支援】 災害復旧事業は、その性格から残土を取り扱うことが多いが、近年、現場の近隣で残土処分地の確保が困難となっている。災害査定時に処分先が決定していない場合、必要経費等の処分費用の計上だけでないが、その結果にあって、遠方に残土処分地が決定した場合に、処分費用や運搬距離の変更等の内容で重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、現行の基準が3割以上(農地500万円以上、施設1000万円以上増減又は農地1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※))とする等の緩和を行うよう求める。 ※19年度 重要変更協議件数 84件 本案の実現により軽減変更となる件数 30件 効果約35%削減	重要変更協議案件の基準を緩和することにより、国との協議時間が短縮され、災害復旧事業に関して円滑で迅速な事務執行につながる。	農林水産省施設災害復旧事業推進補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第2項 農林水産省施設災害復旧事業推進補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農用施設に係る同条第3項の農林水産省が別に定める範囲を超える工事費の額の範囲、同条第4項の農林水産省が別に定める範囲を拡大(設計単価又は歩掛の変更及び同条第5項の農林水産省が別に定める重要変更を定める件(各件)(平成29年3月30日農林水産省告示第483号)(改正平成29年3月27日農林水産省告示第239号))	農林水産省	京都府、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、愛媛県、徳島県、和歌山県、鳥取県、島根県、香川県、高松県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	新潟県、奈良県、島根県、世田谷市、愛媛県、高知県、熊本、宮崎市	○29年度における重要変更協議案件は工事費変更に伴うものが1件であったが、再議由の協議開始から重要変更が決定されるまでに約2ヶ月かかり、その期間中は工事を一時中止せざるを得なかった。 災害復旧の早期復旧を図る観点からも、重要変更協議案件の基準を緩和し、国との協議時間を短縮することは重要であると認識する。 ○災害復旧事業は、迅速に生活基盤の復旧を図る必要がある。大規模災害時などでは協議開始により事業費を算定している。業種において詳細設計を行った際、工事費などの変更が生じると、一般的に補助費率(土へ事業費)の算定が難しくなっており、金額、パーセントに照らせずとも支援事例の【現状】のような変更でも重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、現行の基準を3割以上(農地500万円以上、施設1000万円以上増減又は農地1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※))とする等の緩和を行うよう求める。 ※19年度 重要変更協議件数 84件 本案の実現により軽減変更となる件数 30件 効果約35%削減	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
59	【管轄庁】 監視としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管府庁である中小企業庁に情報を提供するなどの取次を行ってまいりたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管府庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管府庁である中小企業庁において暴力団排除条項の必要性が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現状で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実態に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察本部などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。					【全国知事会】 公共工事や防犯可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を定めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
60	「農林水産施設改善復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る前条第3項の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の取上げ及び同条第5項の農林水産大臣が別に定める取上げを定める件(告示)」において、工事費の額の変更協議を要する金額要件として設定している200万円の妥当性について検討を行う。	今回提案した基準を平成28年実績に適用した場合、重要変更協議件数が約35%減少する。(84件→54件) このように重要変更の基準の緩和については、事業執行の迅速化に加え、行政事務コストの軽減にも大きく資すると考えられるため、前向きな検討をお願いしたい。				【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
61	B 地方に対する 規制緩和	その他	海産漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海産漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、補欠は、その選挙区が不足数となっている以上に選んだときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	海産漁業調整委員会は15人(公選委員9人、知事選任委員6人)の海産委員で構成されており、農林水産大臣が指定する海産区にあっては10人(公選委員6人、知事選任委員4人)の海産委員で構成されている。なお、京都府海産漁業調整委員会の場合は、農林水産大臣が指定する海産区にあつては、それぞれ、海産委員で構成されている。選挙法に及び93条の規定により、1人で欠員が生じたとき、直ちに選挙会を当選人を定めるなければならないこととなり、当選人を定めることができない場合、補欠選挙を行わなければならないこととなっている。海産漁業調整委員会の高い公益性に鑑み、同規定が定められていることは理解できるが、例えば、公職選挙法113条に規定されている各種議院議員選挙の補欠選挙(選挙区別)は、原則として、選挙区が不足数となっている。また、当該補欠選挙に係る事項については、準備期間は約1か月半にも達し、議決の期や議決の材料(議決書)が不足する可能性がある。また、選挙区別議決書の提出期限の準備など、多くの事務を担った人員で行わなければならない。特に、説明会等の各事務での海産町村(出向)は、京都府の海産漁業調整委員事務局から海産町村まで距離が離れたため、移動が大きな負担の一つとなっている。	制度の改正によって、補欠選挙に係る費用の削減に資する。	漁業法92条、93条	農林水産省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	一	北海道、茨城県、神奈川県、千葉県、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、静岡県、和歌山県、奈良県、兵庫県、鳥取県、徳島県	〇公選法に於ける補欠選挙の要件よりも厳格にすべき理由があるのか不透明だが、公選法及び知事補選(委任)により相対多数の委員がいることを考え、公選法と同様の取扱いの適用は必要ないと考えられる。このことについては、海産漁業調整委員会の委員構成に大きな影響を及ぼす可能性があるため、当該委員の委員の数を確保し、委員の数の確保等が必要とされるため、当該補欠選挙の実施の期や議決の期や議決の材料(議決書)が不足する可能性がある。また、選挙区別議決書の提出期限の準備など、多くの事務を担った人員で行わなければならない。特に、説明会等の各事務での海産町村(出向)は、京都府の海産漁業調整委員事務局から海産町村まで距離が離れたため、移動が大きな負担の一つとなっている。
71	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農地転用許可申請に添付する必要な資力及び信用があることを証明する書面(の写)の効力適用	【支援事例】 農地転用許可申請については、農地法施行規則により「資金計画」に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証明する書面の提出が求められる。現在は同規則により申請者に金融機関の保証書(借入金証明や残高証明書)や連名の写しを添付を求めている。しかし、金融機関の保証書は、事業が十分に完成しない限り必要ない場合であっても一律に添付する必要がある。申請者の負担(手数料負担等)となっている。なお、許可申請に当たっては申請者から事前情報がある場合も多く、事前情報を通じて申請者の状況を把握していることや、申請について隣接する場合は必要に応じて関係者への確認を行うことから、一律に金融機関の保証書(借入金証明や残高証明書)を添付を定める必要がなく、許可要件の減量で必要な資力及び信用があることを証明する書面(の写)を定めても適切な転用許可は可能と考える。	申請者にとって証明書類等の取得にかかる負担が軽減される。	農地法施行規則第30条第4号、第5条の2第2項1号	農林水産省	新潟県	一	豊田市、井原市	〇農地転用許可申請を行うにあたっては「資金計画」に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証明する書面(の写)を、国の指図に準じて申請に添付を求めている。現在は同規則により申請者に金融機関の保証書(借入金証明や残高証明書)や連名の写しを添付を求めている。しかし、金融機関の保証書は、事業が十分に完成しない限り必要ない場合であっても一律に添付する必要がある。申請者の負担(手数料負担等)となっている。なお、許可申請に当たっては申請者から事前情報がある場合も多く、事前情報を通じて申請者の状況を把握していることや、申請について隣接する場合は必要に応じて関係者への確認を行うことから、一律に金融機関の保証書(借入金証明や残高証明書)を添付を定める必要がなく、許可要件の減量で必要な資力及び信用があることを証明する書面(の写)を定めても適切な転用許可は可能と考える。	
82	B 地方に対する 規制緩和	土地利用(農地除く)	林業・木材産業改革資金の償還が完了していない全事業者への対応	「林業・木材産業改革資金制度の運用について(平成15年6月11日付林野庁長官の答申)」に基づき、償還が完了していない全事業者の状況(毎月8月末現在)を整理し、農林水産大臣が定める日(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっている。しかし、同報告は全事業者への報告(現地の担当者)ではなく、報告の主体は全事業者によるものである。したがって、報告の主体は全事業者ではなく、報告の主体は全事業者によるものである。したがって、報告の主体は全事業者ではなく、報告の主体は全事業者によるものである。	現行上、9～10月に調査業務が集中してしまうので、限られた時間の中で効率的に調査を行わなければならない。制度が改正されれば、調査の必要性が高くなると判断される事業者については、調査時期を柔軟に移行させることができるようになる。一方で、調査業務の短期的な平準化が進み、調査の精度や効果が高められるので、当該資金に係る適正な管理に資するものと考えられる。	林業・木材産業改革資金制度の運用について(平成15年6月11日付林野庁長官の答申)に基づき、償還が完了していない全事業者の状況(毎月8月末現在)を整理し、農林水産大臣が定める日(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっている。しかし、同報告は全事業者への報告(現地の担当者)ではなく、報告の主体は全事業者によるものである。したがって、報告の主体は全事業者ではなく、報告の主体は全事業者によるものである。	農林水産省	神奈川県、千葉県、大阪府	一	福井県、長野県、鳥取県、徳島県	〇調査業務の時期を平準化させることで調査の精度が高まり、当該資金の適正な管理に資するものと考えられる。また、償還が完了していない全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめを行うことは、事業者の業務負担となることとあり、目的外的に負担が大きい。また、調査業務の短期的な平準化が進み、調査の精度や効果が高められるので、当該資金に係る適正な管理に資するものと考えられる。	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
61	<p>総理が本部長を務める農林水産省・地域の活力創造本部で決定された「農林水産省・地域の活力創造プラン」(平成30年6月1日改訂)の別紙「水産政策の改革について」及び6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「海産物資源委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を改善するとともに、経営管理の効率化と専門化を推進し、漁業者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。」とされている。</p> <p>当該事案の実施期については、規制改革実施計画の中で「早期の制度見直しも含まれ、速やかに措置」することとされており、今回の提案内容である公選委員の取扱いを含め、海産物資源委員会制度について必要な法整備を行う方向で、検討を行っているところである。</p>	<p>京都府の直近の事例では、平成30年3月に、委員1人の死亡により、補欠選挙を実施(無投票)したところである。その際、人件費に加え、約100万円(開催経費、投票用紙等印刷代、市町村交付金「稼働所・関係所経費等」などの経費負担が発生したが、この経費への地方財政措置等は、ないため、財政的負担を強いられる可能性がある。また、人的負担として、投票所や選挙区、投票所の準備等、延べ7人日(補選等職員4人日、補選管地方事務補助職員4人日、市町村選挙職員1人日)を要しており、さらには欠付補欠選挙となる。</p> <p>本府としては、上記の支援が早期に解消・軽減できるよう、提案の本旨である補欠選挙の実施要件については、緩和する方向で早期に措置いただくよう改めてお願いしたい。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求め、追加共同提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求め、</p>	<p>○ 第一次回答において「(補)今回の提案内容である公選委員の取扱いを含め、海産物資源委員会制度については必要な法整備を行う方向で、検討を行っているところである。と回答いただいたところだが、少なくとも補欠選挙の実施要件について、提案団体の支援を解消する方向で再検討は検討した方がいいか。 ○ 「農林水産省・地域の活力創造プラン」(平成30年6月1日改訂)等では、「海産物資源委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を改善するとともに、経営管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。」とされているが、その趣旨の方向性をお示しただいた上で、提案団体の支援の解消に資するものでなければ、その議論とは別として、海産物資源委員会の補欠選挙の実施要件を緩和する方向で早期に結論を得るべきではないか。 ○ また、委員の選出方法の見直しの実施時期については、規制改革実施計画で「早期の制度見直しも含まれ、速やかに措置」することとされているが、実施時期に遅延する可能性があるため、提案団体の支援を早期に解消するためにも、その議論とは切り離して、補欠選挙の実施要件について、緩和する方向で速やかに結論を得るべきではないか。</p>	
71	<p>農地転用許可申請書に添付する資力及び借付があることを認める書面は、農地転用許可を行う際に当該転用行為が確実に行われることを判断するために添付を求めているが、固くしては、融資証明、残高証明等の金融機関の証明や、通帳の写しの添付を一律に求めているものではない。なお、「農地転用後事務処理要領」(平成19年11月1日付付経産第468号)や「農地転用199号農林水産省経営司長・農村振興局長通知」(第4の1)の(ウ)において、当該書面の具休例として、金融機関等が行った融資を行うことを証する書面や貸付金通帳の写しを添付させることも可能と明示しているところがあるが、これら以外の書面を活用することも可能である旨を要しに周知している。また、総府等においては、融資証明・融資証明に関する、青色申告書、財務諸表等を活用することも可能とするなど、現在既に柔軟な取扱いを行っているものと承知している。</p>	<p>定額農政局からは、当項で様式を定めている「資金計画申出書」については、「必要な資力及び借付があることを認める書面」として認められないとされている。「必要な資力及び借付があることを認める書面」については、許可権者が独自に定めた「資金計画申出書」等で「必要な資力及び借付があることを認める書面」として運用が可能になるよう検討したい。</p> <p>その場合も、当該申出書に記載された資金計画の妥当性についてチェックするとともに、一定金額以上の資金を要する事業については、追加で融資証明等の證明資料を確認することを義務づける等の対応を想定しており、適切な農地転用許可は可能と考える。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め、追加共同提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求め、</p>		
82	<p>本調査は、林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業において、目的外使用、無断貸出・処分等の不適切な取扱いの発生を防止し、貸付の適正な実施を確保することを目的として、制度の維持及び適切な運営が図られることを目的として実施しているものであるため、新規貸付事業等に限り、全貸付事業を調査していただく引き続きご協力をお願いしたい。</p> <p>なお、調査実施から報告までの期間が短く、自動的に負担が大きいとの意見については、調査から報告までの期間に余裕を持たせることを検討することとした。</p>	<p>本県として、これまで貸付事業等に対して調査を行ってきた中で、不良債権化した事例などはないという実績も踏まえ、林野庁等への報告項目に留意が必要である新規貸付事業や不良債権化した事例等の発生等を見逃さないよう注意しながら、県の責任で行うことで、目的外使用や無断処分などの不正な事例等に対する調査には十分であるとする。</p> <p>調査実施から報告までの期間については引き続き余裕をもった調査ができるよう検討いただきたい。</p>					

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
93	<p>○申請できない経費の明確化について 「申請できない経費」については、本事業の実施要綱に明示している。 また、国の補助事業において、事業者から申請のあった事業実施計画の事業経費を無審査で補助対象として認めることはないものとなっている。例えば、実施要綱の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用対効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することが説明できない消耗品などは、各農産物等が事業者と協議の上、補助対象経費から除外又は必要量の見直し等を行うこととなる。このような農政局等の判断は、本事業の設計に係るものではなく、国の補助金等予算を適正に執行する観点から行われるものである。当省としても、各事業者による適正かつ効果的な事業実施を支援していきたいことから、事業実施計画において判断に悩む場合は、各農政局に前広に相談願いたい。</p> <p>○補助対象経費の見直しについて 本事業の補助対象経費の区分は、他の補助事業と同様となっており、会計事務を適正に行う必要がある。区分の見直しはない。 なお、H30事業は、H29事業と事業内容は変わらないが、補助対象経費数は約50%増加しており、通常の食育事業であれば事業経費を概ねカバーできると考える。</p> <p>○事業実施計画の経費の根拠について 本事業に限らず国の補助事業においては、事業経費の根拠が示されなければ、補助金の交付額を指定できない。事業の適正な実施の観点から、面商であっても、経費の根拠事項を事業実施計画においてお示しいただくようお願いする。</p>		<p>○申請できない経費の明確化について 「実施要綱の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用対効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することが説明できない消耗品などは、補助対象経費から除外又は必要量の見直し等を行う」ことが、実施計画の策定時に調味料や中心役等の食料費を、本事業にのみ使用したと立証することが困難であり、実態として本事業にのみ使用した費用も「汎用性が高い」との理由で補助対象経費として認められていない。 また、実施計画時点で本事業にのみ使用(本事業で全て使いきる)ことを求められているが、事業に必要な消耗品等に不足がある場合は、円滑な事業実施を行うことができない。 「判断に悩む場合は、各農政局に前広に相談願いたい」とのことだが、判断基準が明確でない現状では、逐一相談する必要があり双方の負担となる。なお、相談したところで本事業に要する経費であっても汎用性が高いという理由で対象外とされる虞に変わりはないと思われる。</p> <p>○補助対象経費の見直しについて 「補助対象経費数が約50%増加している」とのことだが、上記のとおり、食料費や消耗品費等が「汎用性が高い」という理由で補助対象外経費とされており、事業経費がカバーされているとは言い難い。</p> <p>○事業実施計画の経費の根拠について 本提案の趣旨は経費の積算根拠自身を省略したいものではない。変動幅が大きい食料費について、計画時に特価で記載するなど、必要性の高い情報について記載方法の標準化を求めるものである。例えば、過去の事例などから1食分の食料費と参加予定人数によって積算する方法などにより、事業経費の根拠を示すことができると思われる。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、事業開始について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
94	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届出することにより事業の着工を可能とする。	【現行規定】 農地整備事業などの土地改良事業関係補助金については、要綱等において「交付決定前着工制度」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定以後となる。 【支障】 農地整備事業においては、早期執行の観点等から、通常は年度内で工事を完了している。 工事着手前に決定する農地計画原案については、土地改良事業関係補助金による着工費により実施している。しかし、土地改良等の調整に時間を要し、年度を跨いで業務委託を実施する事例も生じている。 当該地区において、年度内に工事を完了するには、7月中旬に農地計画原案を策定して、工事着手を行わなければならない。 そのため、年度当初から農地整備事業を委託するなど農地計画原案の策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定が毎年5月であるため、約1か月業務を実施することができず、工事進捗の遅延につながる。 年度内に工事が完了しない、翌年度からの交付付作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工制度を導入された。	事業が長期化し年度が跨ぐことにより前年に引き続き事業実施の必要性がある場合など、年度当初から事業委託等を行わなければならない場合に、交付決定前着工が可能となることで、円滑な事業継続が可能となり、効率的な事業執行が図られる。	土地改良事業関係補助金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、所沢市、秩山市、富士見市、深戸市、小川町、奥美野町	-	青森県、福島県、ひたちなか市、長野県、静岡県、奈良県、大村市、熊本市	○近年は本市が所管となる団体営土地改良事業の事業実施がないことから支援事例はない。 ○本市内においては複数の農地改良事業(農地整備事業)を継続実施しており、全体事業期間(6~8年)から考慮する計画的な工事進捗を行うために、交付前着工制度の導入が期待される。 ○農地整備事業においては、近年年度の交付付を旨として事業実施していることであるが、例年どおり5月の国の交付決定後の事業実施となった場合、冬期間まで圃場作業(基礎整備を実施する工程となっている)、当時は、冬期間、降雪等により作業作業休止となる日が多い。作業工事進捗の遅延につながる。早期の事業着手を促すため、交付決定前着工制度を導入された。 ○左記の支援事例による、農林水産省所管の農山漁村整備事業内に括られる事業の一方で、交付決定前着工制度の適用も無いものがあることになっている。新規開墾地区において、交付決定が遅くなることで関係者より問合せを受けることがあるため、早期着手が望ましい。事業内で一律である。 ○本県のほ場整備事業は交付に影響しない冬工事による施工が一般的であるが、積雪寒冷であるため、田圃の仕上げ工事は品質を確保する観点から、雪解け後の4月上旬から、7月中旬に実施する。前年度で実施した圃場整備工事を完了している圃場は、現在は補正予算で仕上げ工事を施工しているが、補正予算の措置については不透明である。補正予算が措置されなかった場合は通常予算を繰越して施工することになり、通常予算の繰越執行の執行となる。(交付決定前着工の制度を適用し、前年度に計画的に効率的な事業の遂行が図られると認識される。 ○国の交付決定が5月にずれ、その後の冬工事の発注手続を行っても契約が7月以降となることから、工事の進捗に支障が生じている。 ○本県におけるほ場整備事業について、特に農前部の早期米生産地帯では、稲刈り後(8月)速やかに着工し、翌年の耕作開始する月までに工事を完了する必要がある。このため、年度当初速やかに設計業務や現地業務に取りかかる必要があることから、交付決定前着工が可能となれば円滑な事業執行が可能となる。また、その他の土地改良事業においても、交付決定前着工の制度を適用し、特に緊急性が必要な事例のものなどに随機に策定に対応できる。このため、農山漁村地域整備交付金等と同様に交付決定前着工の制度化が望まれる。 ○農地耕作条件改善事業の補助金は年度途中で連続的に発生するが、2か年目の補助金の交付が受けられるまでの間、補助事業による借地契約を一旦解除し、同日付で農地耕作条件改善事業の適用はないが、国の実績報告書には工事及び契約書の写し、検査書などを添付することにより、実績報告が他事業と比較し多大なるため、他事業と同様に書類の簡素化をお願いしたい。 ○交付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。 ○本県では、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業者が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金を交付事例により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が拡大されている。地方公共団体が交付事業者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用紙費に係る契約書の写し等の約500枚添付したため、大きな作業負担となった。 同様に「農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)」の場合は、実績報告にあたって添付書類の写し等の提出は必要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事例の簡素化を促すよう求める。 ○市町村や土地改良区等団体の執行する事業については、平成29年度まで課から直接交付されていたため、国としては事業実施の確認のため工事契約書の写しを求めたものも届けるが、現在は間接補助として、県を経由して事務処理されており、県が十分地元団体を指導し、実績の確認を行うことで、国への実績報告については工事書類調書の添付で了解していただく。 各工事の契約書の写しを添付する作業は多大な労力が必要となる上、郵送に際し重量が増すため費用も増大する。
95	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の要綱に照し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の効率化を図ること。	本県では、農地耕作・集約化のための用地買収について、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業者が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金を交付事例により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が拡大されている。地方公共団体が交付事業者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用紙費に係る契約書の写し等の約500枚添付したため、大きな作業負担となった。 同様に「農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)」の場合は、実績報告にあたって添付書類の写し等の提出は必要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事例の簡素化を促すよう求める。	添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、所沢市、秩山市、富士見市、深戸市、小川町、奥美野町	-	福島県、栃木県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本県	○農地耕作条件改善事業交付金H29年度実績報告書においては、契約書の写し(実録)3件4枚となっている。 ○本県においては、左記の農地耕作条件改善事業の適用はないが、国の実績報告書には工事及び契約書の写し、検査書などを添付することにより、実績報告が他事業と比較し多大なるため、他事業と同様に書類の簡素化をお願いしたい。 ○交付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。 ○本県では、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業者が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金を交付事例により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が拡大されている。地方公共団体が交付事業者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用紙費に係る契約書の写し等の約500枚添付したため、大きな作業負担となった。 同様に「農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)」の場合は、実績報告にあたって添付書類の写し等の提出は必要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事例の簡素化を促すよう求める。 ○市町村や土地改良区等団体の執行する事業については、平成29年度まで課から直接交付されていたため、国としては事業実施の確認のため工事契約書の写しを求めたものも届けるが、現在は間接補助として、県を経由して事務処理されており、県が十分地元団体を指導し、実績の確認を行うことで、国への実績報告については工事書類調書の添付で了解していただく。 各工事の契約書の写しを添付する作業は多大な労力が必要となる上、郵送に際し重量が増すため費用も増大する。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
64	補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであるが、土地改良事業関係補助金に依る事業の実態を把握の上、公益上真にやむを得ないと認められる事業については、交付決定前着手の導入について検討してまいりたい。	本事業の円滑な事業継続に支障を生じさせないよう、平成31年度から交付決定前着工を導入していただきたい。 「公益上真にやむを得ないと認められる場合においては、交付決定前着工制度が導入されている取山地区では整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業を円滑に実施する観点等から幅広く導入していただきたい。	-	【静岡県】 「公益上真にやむを得ないと認められる事業」とはいかなる事業か、また同一事業地区内であっても当該年度に実施予定の事業工程によって判断されるのか、明確にしていきたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	
65	農地耕作条件改善事業の事業実績報告については、簡素化する方向で見直しを検討したい。	本県では、抛地を用いない手法により農地集積を図る低コストなほ場整備を実施しているが、事業実施に伴う用地買収の契約件数が非常に多いことから、実績報告に当たり契約書の写しの提出を省略する見直しについて、平成30年度事業の実績報告から対応していただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
102	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における農地利用配分画(以下配分計画)という農地事業の認可に係る縦覧の廃止	農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農地利用配分計画(以下配分計画)という農地事業の認可に当たっては、意見聴取のための必要期間の縦覧をしない程度へと変更する。	<p>【支援事例】 農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農業者における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。</p> <p>なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業開始以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。 また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。</p>	<p>手続きに要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上するとともに、都道府県の事務負担が軽減される。</p>	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条	農林水産省	秋田県、山形県、福島県、岩手県、宮城県、青森県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	岩手県、山形県、福島県、岩手県、宮城県、青森県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	<p>○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがたであり、他の貸付制からの移行がなかなか進まなかった。</p> <p>○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公表から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく国の農地中間配分計画の認可までの手続が必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きを要する期間が長い、速やかに担い手への農地を集積できるよう、国が示す手続期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図っていただくことが、買取る農家のために、農用土地利用配分計画の縦覧を廃止し又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。</p> <p>○また、市町村農業委員会が縦覧配分計画を作成する際に、当該農地の担い手を選定するなど配慮しているため、農地中間管理事業に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実地としてなく、農地利用配分計画の縦覧の必要は低いと考ええる。</p> <p>○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法事による手続、②縦覧と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続の2つの手続が必要となり、多くの手続と期間を要している。</p> <p>このため、目的である農地の集積の加速化には効果が発揮されていない。事業を速く担い手への農地集積を進めるため、手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。</p> <p>○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮が必要と思われる。</p> <p>○同様の支援事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。</p> <p>○農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。</p> <p>現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するため、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農業者における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。</p> <p>○農地中間管理事業については、事務手続の煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月のの対し、農地中間管理事業法は約1か月を要する。</p> <p>取組地及び契約内農業実地の権利関係者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。</p> <p>○農地中間管理事業における農地利用配分計画の公告・縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農地利用配分計画の農地の認可に係る縦覧の廃止を要する。なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係者からの意見書の提出は一度もない。</p> <p>○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業開始以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。</p> <p>○提案と同様の支援事例が本県でも発生(約2,000筆分(4分年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事例の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。</p> <p>縦覧中に意見書が提出された事例無し。</p> <p>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。</p> <p>そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことなどから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考ええる。</p> <p>今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用土地利用配分計画の農地の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。</p> <p>○縦覧を廃止し長期間を要する要因となっている。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。</p> <p>市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業の実施にあたっては、県段階での事務手続(審査・2週間の縦覧・認可公告)のみでも約1ヶ月かかっており、このほか農業委員会、市町村及び機構でも煩雑な事務処理が必要となっている。</p> <p>このため、縦覧による農地の借入れから農業者への貸付手続までには約3ヶ月の期間を要しており、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定より長期間であるため、農業活動に影響が出る等の声が現場から寄せられている。加えて、県・機構・市町村等の事務負担が過大であり、人員不足の声も上がっているほか、農地中間管理事業の推進に向けた効果的な事業遂行に支障を来している。</p> <p>なお、農地中間管理事業の制度開始以後、縦覧中に意見が寄せられた例はない。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
102	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。	施行後5年目の見直しに向け、提案内容も含んだ事務の簡素化を検討いただきたい。	-	【群馬県】 配分計画を作成する際の地域における事前調査の結果、観覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により観覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手續の迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【埼玉県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目途とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案しようとする。	-	【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の農知事の認可に係る観覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 手續の簡素化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【総論】 ○「機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における観覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委任の知事承認についても提案団体の支援を期待する方向で検討いただきたい。 ○農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定・審判に係る一連の手續を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で実施する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○配分計画の迅速な農知事認可に係る観覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、観覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【1】利用権の存続期間延長手續の緩和 ○利用権の存続期間を単に延長するだけの場合(契約期間以外の内容が顕著かつ全く同一でかつ、当事者間で合意がなされている場合には、用途の土地利用が現行から異なるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手續を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみを認めること、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地については、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があることとしている。 機構関連事業の実施に係る手續を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【2】農地中間管理機構が行う単純な業務の委任に係る知事承認の廃止 ○農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委任に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委任業務については知事承認を求める必要はないのではないか。

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
103	地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続き緩和	①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続きについて、契約期間以外の内容(農地・借主等)が既契約と同一である場合、市町村公告及び前記事項の提示・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等での契約期間を延長できることとする。 ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が導入した農用地等において機構関連事業を実施する権限についてもと同様の手続きを経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(再行成、認可、公告)は不要とする。	【制度概要】 ①利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理機構を再取得するため、集積計画の撤回・再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となっている。 ②農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り入れている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、前面整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。(機構関連事業) 当該要件のひとつに、「改正土地改良法の施行後に取得される15年以上の農地中間管理機構に係る農用地等であることが規定されている。 一方、国通知によれば「改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理機構に係る農用地については、 ①当該集積計画の借主等の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し、 ②農用地等の所有者(出し手)及び機構の同意を得た上で、 ③集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理機構の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て、 ④集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。	契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基金整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資する。	農地中間管理事業の10条 土地改良法第7条の3及び附則第4条 土地改良法施行令第50条の2 平成20年9月1日付総務省農地改良課農地集積促進室長事務連絡	農林水産省	秋田県、青森県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、東成郡、東成町	岩手県、福島県、いわき市、郡山市、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、東成郡、東成町	<ul style="list-style-type: none"> ○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制からの移行がなかなか進まない。 ○本市においても、期間延長の申請による事務負担は、将来的に大きくなると思われる。 ○制度においては、該事業は、審判がなれど発生していない、しかし、機構関連事業を推進していく上では、今後の事務負担増大につながると思われ。 ○農業者だけでなく、市町村や農業委員会での事務負担の大きさが、本制度の活用を促進する上で重要な原因になっており、変更もその一つである。 機構への貸付面積が増加し、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の集積配分機能も十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を達成するためには、本制度が求める措置が必要である。 ○集積計画の撤回及び新たな集積計画の同時公告は、利害関係者や自治体の事務負担が大きい。 ○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。 この例にとどまらず、今後大規模な更新事業が想定される中、契約更新手続きの簡素化は効果的である。「基金法」の例外として、基地所有者と借主者が同一案件の下に更新する場合は、法定更新を認めるよう制度改正を要する。 ○本市においては、農地中間管理事業の契約期間満了の事例が現時点では無いが、契約期間延長に関する事例はない。従前の基地の所有権移転(生前・借付・相続等)により、農地中間管理機構を再取得するため、集積計画の撤回・再作成・配分計画の知事の認可・公告の必要となり、大きな事務負担となつた。高齢な基地所有者も多く、農地中間管理事業においては貸付期間を10年以上で設定している条件が多いため、今後も貸付契約中に更新期間で基地の所有権が変わる案件は多発すると予想されるため、再設定の際の事務の簡素化は大きな事務負担の軽減になる。 ○①契約期間延長の事務負担は大きく、農業経営基盤強化促進法による貸賃でも同様である。契約期間延長に加え、通常の新規契約も含めて事務処理を行っているが、これを別処理にするとデータ処理も別に行わなければならない。かえって事務処理が煩雑になる。 ○今までに権利設定を行った件数は膨大であるため、契約期間延長の申請手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務負担が大きくなることを懸念する。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を認めるべきである。 ○契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基金整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資するので必要である。 ○本県でも、中間管理事業の貸付件数の増加に加え、新たに新設された農地中間管理機構関連基金整備事業への対応と、冬冬事業が増加し、機構や市町村の事務負担が大きくなってきており、将来的に更に大きくなることを懸念される。 こうした中、農用地利用配分計画の契約期間延長や改正土地改良法施行前に借り入れた農地に係る権利の取得については、機構や市町村だけでなく、農業者の事務負担の軽減の観点からも必要であると考えており、本県においても整理する。 ○これまで、支障事例が発生していないが、本県機構が中間管理している農地約25,000筆)を含めた地区での基金整備の要望があった場合、同様の支障事例が起きることが予想される。 ○今後、通常の貸付契約に係る手続きに加え、契約期間の延長手続まで行うことは、農家や関係機関の事務的負担の大幅な増加につながるから、さらなる負担の軽減を推進するためには、延長手続きの簡素化や融資期間の見直しも含め、一連の事務的負担の簡素化を認める必要があると考えている。 ○平成26年～29年までに権利設定を行った件数は膨大である。今後、通常の新規契約に加え、契約期間延長の申請も増加し、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する膨大な事務が発生し、市町村及び機構の事務的負担が大きくなることを懸念される。 ○本県において、改正土地改良法に基づく機構関連基金整備事業を実施する際、利用権設定の延長のために集積計画・配分計画の再作成が必要であり、将来的に関係機関の事務負担が膨大になることが予想される。 	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
103	<p>①について 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。この中で提案の内容も踏まえつつ、対応を検討する。</p> <p>なお、農地中間管理機構からの賃付けについては、同一の者に再度賃し付ける場合等の農用地利用区分計画の添付資料の一部を不要とするよう農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)を改正し、平成30年7月1日から施行したところである。</p> <p>②について 平成29年の改正土地改良法(以下「改正法」という。)(により創設された農地中間管理機構関連農地整備事業は、農業者の申請、同意及び費用負担によらず行う土地改良事業である。この事業の範囲に伴い、農地中間管理機構の取得(農地中間管理機構の権限)に当たって改正法による改正後の農地中間管理機構の推進に関する法律(平成29年法律第101号)の規定に基づき、あらかじめ当該事業が行われることがあることについて機構から農地所有者に対して説明することとされている。</p> <p>このため、機構関連農地整備事業の対象とする農用地については、改正法において、改正法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した(借り受け)農用地とされている。</p> <p>したがって、提案のように、改正法の施行前から農地中間管理権が取得されている農用地について、契約期間を延長することで当該事業の対象とすることは困難である。</p>	-	<p>【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目途とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。</p>	-	<p>【全国知事会】 農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ賃付けしやすしい制度整備を一層進めること。</p> <p>【全国市長会】 手續の複雑化に向け、対応を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>
						<p>【全国知事会】 農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ賃付けしやすしい制度整備を一層進めること。</p> <p>【全国市長会】 手續の複雑化に向け、対応を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>【総論】 ○ 機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとされていることであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における規制緩和、利用権の存続期間延長、単純な業務委任の知事承認についても提案団体の支援を期待する方向で検討いただきたい。</p> <p>○ 農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化</p> <p>○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定・承認に係る一連の手續を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で集積みと見直す方向で検討いただきたい。</p> <p>○ 配分計画の都道府県知事認可に係る審査制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、審査を廃止する方向で検討いただきたい。</p> <p>○ 利用権の存続期間延長手続きの緩和</p> <p>○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合(契約期間以外の内容が顕著的となく同一であり、当事者間で合意がなされている場合には、用途の土地利用が現状から変更されるものではない)ことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手續を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。</p> <p>○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみを認めていること、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があることとしている。</p> <p>機構関連事業の実施に係る手續を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。</p> <p>【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委任に係る知事承認の廃止</p> <p>○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委任に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委任業務については、知事承認を求める必要はないのではないか。</p>

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団休名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
116	地方に対する 規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における知事 が行う農用地利用配分計画に係 る配分計画に係る縦覧期 間の廃止について	農地中間管理事業において知事 が行う農用地利用配分計画に係 る縦覧については、農地中間管 理事業の推進に関する法律第1 条第3項の規定により、縦覧期 が満了されているが、縦覧を 廃止する。	農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基 盤強化促進法に基づく(市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農 地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以 下、「配分計画」)の認可公告)の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中 心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約9週間を要している。 担い手農業者からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管 理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが難しい、速やかに担 い手に農地を集積できるよう、認可の手続き期間短縮化の施策を事業者に事務 の迅速化を図ってきたところであり、更なる迅速化のために配分計画の縦覧を 廃止したが、法定で満期と期間が定められているため廃止ができない。 なお、市町村農業委員会が配分計画案を作成する間に、当該地域の担い手 を優先するなど配慮をしているため、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出 されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。	農地中間管理事業における一連の処理時間を短縮し、農地中間管理機構を 活用した農地の円滑かつ迅速な賃貸借を進めること。本県の農業政策の一 つである農地集積等による担い手の経営基盤強化を図ることが可能とな る。	農地中間管理事業の 推進に関する法律第 19条第3項	農林水産省	群馬県、一 宮県、栃木 県、新潟県	岩手県、秋田 県、埼玉県、茨 城県、静岡県、 福井県、香川県、 広島県、徳 島県、香川県、 高松市、高知 県、大分市、南 本県、九州地方 知事会	<ul style="list-style-type: none"> ○農地中間管理事業は作成する書類が多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期を要するため、借受人に敬遠されることがあり、他の貸付制からの移行がなかなか進まない。 ○当面においても、農地中間管理事業を活用し担い手の賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農地法における円滑な権利移転を支援しているが、農地中間管理事業の推進による一連の手続きは長すぎる。 ○2週間の縦覧期間が廃止することにより、契約に必要な期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。 ○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②集積と農地を借りたい人と農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの中間期間を要している。 ○このため、目的である農地の集積の迅速には効果を発揮しきれない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続きを簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮を図ることとする。 ○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには簡素化が必要と思われる。 ○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく(市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告)の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約9週間を要している。 ○担い手農業者からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 ○縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○権利移転の手続き期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月ののに対し、農地中間管理法は約4か月を要する。 ○契約時及び契約内容変更時の手続きが農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所負担となっている。 ○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告と縦覧については、事務が煩雑で多くの時間を要しており、農業者にとっても活用が妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成28年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。) ○配分計画の案を作成する市町村段階において機構、農業委員会を交え、利害関係者との十分な協議を行っていることから、事業開始以来過去3年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○提案と同様の支援事例が本県でも発生(約25,000畓分(4年累計)の認可公告事務が発生している)ことから、事務の効率化と手続き期間短縮などの制度改正が必要。縦覧中に意見書が提出された事例無し。 ○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の貸与の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理の設立、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 ○そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 ○今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の集積事認に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると思われる。 ○なお、これまで縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分まで選別期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者から敬遠される傾向にある。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 ○市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者との十分な協議を行っていることから、平成28年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。 	

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
116	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。	配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されないことがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。				<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。</p> <p>【全国市長会】 手續の簡素化に向け、対応を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>【総論】 ○「機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委任の知事承認についても提案団体の支援を期待する方向で検討いただきたい。 ○配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定・審議に、係る一連の手續を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○配分計画の推進期知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【1】利用権の存続期間延長手続きの緩和 ○利用権の存続期間を単に延長するだけの場合(契約期間以外の内容が譲渡約と全く同一であり、当事者間で合意がなされている場合には、用途の土地用途が現況から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手續を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみを認めること、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地については、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があることとしている。 機構関連事業の実施に係る手續を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【2】農地中間管理機構が行う単純な業務の委任に係る知事承認の廃止 ○農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委任に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委任業務については、これまで知事承認を求める必要はないのではないか。</p>

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
117	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	国産花きイノベーション推進事業における国産花きの需要拡大実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」を実施する事業者は、国産花きの需要拡大を実施する事業者の見直しを実施する。また、「需要拡大メニュー」が産地・供給体制の強化メニューの補助金額は同額とされたこと、実施する事業の見直しを余儀なくされた。本件については、群馬県農協協会、群馬県生花商組合から要望が出されていること。	H30年度の事業公募において、公募前倒し実施要件が変更され、「需要拡大メニュー」に取り組み場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組みことが必須とされたため、必要性が低い事業の実施を強いられて、「需要拡大メニュー」に取り組みが心算受となっている。県内においては、これまで、園に付く作業等を踏まえ、花きの自持性や自給自足のしやすさや一定程度の供給体制を確保していることであるが、今後の国産花きの振興に当たっては、県内の需要を喚起することが不可欠であり、事業の実施要件が、実情に合っていない。また、「需要拡大メニュー」が産地・供給体制の強化メニューの補助金額は同額とされたこと、実施する事業の見直しを余儀なくされた。本件については、群馬県農協協会、群馬県生花商組合から要望が出されていること。	事業要件を見直すことで、国産花き振興のために必要な需要を喚起することができ、県産花きの振興、ひいては、花き生産、流通、小売店など一連の産業の発展を可能とし、地方創生の実現に資する。	花きの振興に関する法律 地域活性化総合推進事業のうち国産花きイノベーション推進事業 公募要項	農林水産省	群馬県、群馬県、新潟県		神奈川県、富山県、京都府、徳島県、高知県	<ul style="list-style-type: none"> ○事業要件の厳格な変更により、県協同組合事業に大幅に見直しとなった。本事業は今年度で最終年度となるが、次年度以降の後継事業については、本業界の課題である需要拡大に必要な予算が投入できるよう、補助金額の配分割合について、配慮を要している。 ○H30年度事業の公募要項において、「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化」の観点から、事業者が国産花きの自給自足のしやすさや一定程度の供給体制を確保していることであるが、今後の国産花きの振興に当たっては、県内においても「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化」の実現に向け、必要とされたこと、実施する事業の見直しを余儀なくされた。本件については、群馬県農協協会、群馬県生花商組合から要望が出されていること。 ○産地・供給体制の強化メニューは、産地の生産課題に対応した取組に活用できることから、有意義なメニューと考えている。しかしながら、「生産・供給体制の強化メニュー」で実施する実証事業等に必要とされる長期使用が可能であるなど、「需要拡大メニュー」と比較して経費に差が生じることも想定され、2つのメニューを同規模で実施していくためには、いずれかの事業規模を見直しが必要と出ている。 ○それぞれのメニューにおいて、必要な規模での実施が可能になるよう、事業要件の見直しが必要である。この補助金額が、「生産・供給体制の強化メニュー」と「花き関係者への連携支援メニュー」の合計金額以下とされたこと、需要拡大メニューの内容及び実施回数等について、大幅な見直しと調整を実施せざるを得ず、関係団体から要件の緩和について要望が出されている。 ○本県は消費側であり、需要拡大メニューに取り組みすることで、新たな需要創出や県民への需要喚起に資する。 ○H30年度の事業公募において、「需要拡大メニュー」に取り組み場合は、同額の「生産・供給体制の強化メニュー」を実施することが条件として付加された。本県の花き振興を目的とするには、「需要拡大メニュー」の実施が必要となるが、こうした条件を付加されたことにより、事業の変更を余儀なくされ、本年度の公募を見送ることとなった。 ○地域の実情に合った事業が実施できるよう、採択要件を緩和してほしい。
119	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分制限の緩和	現在、本県には、下水道、農業集排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である「汚水処理計画」を定め、計画的に施設の統廃合を進めているところ(現計画では13施設の統廃合を計画)。 本県では、農業集排水やコミュニティプラントの一部を廃止して、下水道処理に移行していく方針である。 この際、農業集排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要がある。従って農業集排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用が必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は高山山村地域農業交付金や特別交付金による汚水処理施設整備交付金、環境型社会生活環境整備交付金を活用し、新設や改良更新を行っており、その使用開始から10年を経過した際に計画通り統廃合を進めようとする。補助金の返還が免れ、計画の遂行に支障を来す可能性がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助制度の処分にあたっては、整備、修繕から10年を経過した施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるよう見直しを要する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズ統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	執行の遅延に係る予算の執行の適正化に関する法律 国土交通省、環境省 内閣における補助金等に係る処分に関する手続き等について (平成20年5月27日府令第38号) 補助金事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(農林水産省平成20年5月29日付け経第385号大臣官房総務課長通知) 環境省所管の補助金等に関する財産処分承認基準の整備について (環境省平成20年5月15日付け環金発第080515006号)	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、群馬県、栃木県		那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛知県、今治市	<ul style="list-style-type: none"> ○当市も現在補助金を入れて処理場の改良更新を行っており、現在農業集排水事業においては、人口減少による流入人口の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。 ○当市は農業集排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題が懸念されており、整備・更新から10年未経過であっても補助金の返還なく財産処分できるような制度改正を要する。 ○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農業と公共水統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要と言われ統廃合計画に支障をきたしています。 ○本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分(報告)を行う方向で協議してまいりましたが、合併から年月が経過している10年経過、但しそれまで農業の統合性を要する)、都市環境計画への広域化が十分分る項目に認めがままです。 ○現在の人口減少に伴う下水道費料の減収見込みや施設の更新・改修経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三者が積極的、広域化・共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要ない「財産処分」を認めるべきと考えます。 ○また、農業と公共の統合のように、目的は異なっている、同様の手段によって目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第38号表1の無償譲渡の要件(補助金を承継する場合は、償還額を支払わない)、に該当するのことで、補助金返還を不要とする取組も希望します。 ○当市の農業集排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、併用開始から日が経たない施設については、財産処分の際に国庫返納が必要となること、広域化・共同化を断念すること、一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資するものとする。 ○当市は県生活排水処理機構のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農業集排水事業地区の公共下水道導入を進める予定で、当市では施設等10年経過しており、導入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支援し進めることは、県全体としても重要なことであると、制度改正を要望します。 ○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の進捗及び事務負担の軽減を図りたい。 	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
117	<p>開産花きの産出額は、ここ数年ほぼ横ばいで推移している。その内容を見ると、出荷量は徐々に減少しており、これを販売単価の上昇が補っているものと見られる。</p> <p>他方、輸入品は、輸入金額とも増加傾向にある。これらのことは、国内の花き生産が高の減を強めるとして付加価値の高い産品にシフトする一方、自給率の確保や需要のニーズに即座に対応できていることが要因となっているといわれている。</p> <p>このことから、開産花きのニーズの維持・増進を図るためには、まず、各地域の需要動向や農業のニーズを的確に捉え、需要に応じた生産の拡大、すなわちマーケットインの産地づくりを進めることが最も重要な課題となっている。</p> <p>このため、平成30年度から事業において「需要拡大メニュー」に取り組む場合は「生産-供給体制の強化メニュー」に取り組むことを必要要件とするなど、今一度しっかりと産地づくりの取組を重視する方向にシフトしたところである。</p> <p>開産花きインバウンド促進事業は、平成30年度で終期を迎えることとなるが、引き続き継続的に応じたマーケットインの産地づくりを進めることは重要な課題であるため、次期対策についても、上記の考え方を基本とし、要望の趣旨も踏まえつつ検討を進めていきたい。</p>		<p>本県では、花き需要が急速に減速していることを踏まえ、まずは需要を喚起することが重要であるとの考えから、地域関係者が連携し、需要拡大の取組を実施してきたところである。その結果、近年では、地産地消も増加傾向にあり、一定の成果を上げ始めている。</p> <p>「マーケットインの産地づくり」を推進するための人材・輸送を確保しなくてはならないが、国内の需要そのものを拡大することも必要と考える。</p> <p>花き需要の拡大に、生産-供給体制の強化を行うべきか、需要を拡大すべきかは、それぞれの地域が、自らの課題を把握し、関係者との連携の上に、地域の実情に応じて進めることが重要であり、このような観点から、当該事業の要件緩和を提案した。</p> <p>当該事業は、平成30年度で終了することであるが、後継事業においては、各都道府県協議会の意見を反映させるなど、地域によって使いやすい事業としていきたい。</p>			<p>【全国知事会】 補助金等要綱において、ある特定の事業の補助を受けるに当たって関連する事業の実施もあわせて義務付けることや、当該補助を受ける応募要件として都道府県を必須の構成員とする協議会の設置を義務付けることは適当ではないため、次期対策については自由度を高めるため、都道府県に交付する制度に改めること。</p>	
119	<p>【内閣府】 地方創生整備推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各府に押し替え、各府から地方公共団体へ交付し実施されるものがあり、財産処分が承認手続等については、内閣府の規定ではなく、各府の規定に基づき、各府が行っているところ。</p> <p>なお、地域再生法第18条では、補助金等交付財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等により需要が減少している補助金等交付財産の活用等が認められることとし、手続きを簡素化すること、認定地域再生計画に基づき補助金等交付財産の転用を行う場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって補助金等適正化法第22条の各府各町の長の承認を受けるとしたることとしており、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととしていること。</p> <p>【農林水産省】 「補助金等」により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について（平成20年5月29日付付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知 第15条第8項において、「地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたもの」となっていた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。」としており、この場合、10年未満経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている。</p> <p>【国土交通省】 本件は農業集落排水施設やコミュニティ・プラントを廃止する際に補助金の返還が発生し支障を来すというもので、問題になっているのは財産処分にあたっての基準であり、該当施設の使用権限に対して「無償貸与等」に抑えられている。農林水産省や環境省から提出された通知に基づき財産処分を行う際にどのような条件を付すかということなので、国土交通省としては回答は控える。</p> <p>【環境省】 「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付理念発第00615006号）の別添第3において、経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、当該施設等の施設に限り、当該施設が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分等であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるものについては国庫納付に関する条件を付さず承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付を要せず承認が可能と考える。</p>	<p>（農林水産省）「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。」としており、この場合、10年未満経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっていることですが、地域再生計画に認定された汚水処理施設整備交付金を活用し整備や補修をした農業集落排水施設を転用する場合は、新たに総務省に係る地域再生計画を作成し認定を受けなくても、農水省財産処分承認基準第15条第8項に該当するが明確化していただきたい。</p> <p>また、環境省「経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分等であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるものについては国庫納付に関する条件を付さず承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付を要せず財産処分することが可能」とありますが、環境大臣等が適当であると個別に認めるものに、本提案のような人口減少対策を実施した効果性を判断した汚水処理施設の転用が含まれるか明確化していただきたい。</p>			<p>【全国知事会】 所管省から現行制度により対応可能という趣旨の回答があったが、提案団体が求めている事例に基づき、財産処分が認められることについて明確化し、地方公共団体に周知を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が現行規定より対応可能となっていないが、事業関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
122	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業生産基盤整備事業(緑的整備事業)の受益地に係る農地転用等の規制緩和	農業生産基盤整備事業(緑的整備事業)において、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、農地転用決定後の事業計画の柔軟かつ迅速な変更を可能とする。また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケース)をその用途、事業内容、相当規模以上(例は30ha)の農地を農業以外への用途に供する施設建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのか不明確であり、検討に苦慮している。	受益地の変更が可能になり産業用地が創出される場合には、下記の効果が期待される。また、受益地の変更の要件が明確になることにより、新たな土地利用の検討がしやすいとする。 ① 農業生産性向上、安全安心な生活環境の確保 ② 高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用することにより、企業の誘引やコスト削減 ③ 交通事故防止、交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス削減による生活環境改善 ④ 持続的農業の発展の創出 ⑤ 産業振興による成果を農業振興等に還元し、持続的発展に向けた好循環を創出 ⑥ 環境保全の推進や難読林・無制限な開発の防止 ⑦ インフラ整備や既存産業団地の周辺等への戦略的な産業集積により、山間部や過疎地等の発展を促す ⑧ 企業ニーズへのスピード対応、新たな雇創出 ⑨ 企業ニーズに対してタイムリーかつ適切なベースでの産業用地の提供が可能 ⑩ 雇創出により若者の転出の抑制、交流の促進、農村集落の活性化	土地収用法	農林水産省	岡山県	-	仙台市、熊本市	○本市においては、提案における支援事例はない。 しかしながら、継続事業が長期に及ぶケースにおいて、社会情勢等の変化により都市計画上の施設整備計画等が立てられない事態が発生し、受益地の変更要件(要件、補助金返還ルール等)が柔軟な対応が必要となる。○本市西部の駅近歩道に位置する農地は、国産かんがい排水事業(国産施設対応措置事業)の受益地(指定されている農地)である。指定に不응する国土利用指針や国土形成の立場を前提とした市街化区域への編入により、排水が実施できない状態に陥り、市街化区域編入に向けた調整を行う必要がある。○事業が実施できない状態に陥り、都市計画部門との協議が必要となった後、事業が実施中と判明した市街化区域編入のため、事業主体に事業受益地からの施設移設について相談しても、具体的な手段や基準、申請の時期等が異なると回答され、対応上にも対応が難しい状況。 事業が完了すれば、以後毎年農地確保外でなくなるため、事業実施中に対応が必要であるため、早期にその手立てを明確の上、対応に即していただく必要がある。	
154	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生連携推進交付金における交付金決定前(着手)に関する規定を設けること。	地方創生連携推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付金審議会において「交付金交付決定前(着手)に関する規定を設けること」であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。本県の山間部においては、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、林道工事の縮減につながる。また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも概算される。なお、農山漁村整備交付金では、交付金交付決定前(着手/早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	4月中の事業着手(起工)が可能となり、早期発注が可能となるので、林道工事の縮減につながる。また、夏季への発注の集中が緩和されるので、発注の平準化につながる。	地方創生連携推進交付金要綱	内閣府、農林水産省	長野県	-	旭川市、宮城県、ひたな市、栃木県、川崎県、新潟県、石川県、山梨県、静岡県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県	○当県でも同様の状況。積雪期に入る12月上旬には、工事が困難になることから、できるだけ早く工事を着手し、積雪による工期の遅延につながることを回避する。○本市においては、提案における支援事例はない。しかしながら、継続事業が長期に及ぶケースにおいて、社会情勢等の変化により都市計画上の施設整備計画等が立てられない事態が発生し、受益地の変更要件(要件、補助金返還ルール等)が柔軟な対応が必要となる。○本市西部の駅近歩道に位置する農地は、国産かんがい排水事業(国産施設対応措置事業)の受益地(指定されている農地)である。指定に不응する国土利用指針や国土形成の立場を前提とした市街化区域への編入により、排水が実施できない状態に陥り、市街化区域編入に向けた調整を行う必要がある。○事業が実施できない状態に陥り、都市計画部門との協議が必要となった後、事業が実施中と判明した市街化区域編入のため、事業主体に事業受益地からの施設移設について相談しても、具体的な手段や基準、申請の時期等が異なると回答され、対応上にも対応が難しい状況。 事業が完了すれば、以後毎年農地確保外でなくなるため、事業実施中に対応が必要であるため、早期にその手立てを明確の上、対応に即していただく必要がある。	
181	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理機構が行う農地転用の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理機構の委託を受けた事業者(委託先)に委託し、委託先が農地転用の承認を受ける必要のある。(法第22条) (委託が廃止される業務) 1 農地利用計画の決定 2 農地転用申請書の提出 3 農地転用等について借受を希望する者の募集及びその結果の公表 4 農地中間管理機構を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農用地施設の新築その他の農用地利用等の改良、造成又は復旧 5 事業計画、収支予算、事業報告書、貸付対照表、収支決算書及び財産目録の作成 【支援事例】 (1) 委託先への対応の遅れ 業務委託に係る知事承認手続には最大2週間程度要することから、風水害等に伴う突発的な水害の補修など、迅速に対応すべき業務への着手が遅れること(従)が懸念される。 (2) 事業負担の増大 国、県の一元的な農地中間管理事業の推進により、今後、機構の普及農地面積の拡大が見込まれており、申請・承認に係る業務(書類作成・審査など)が増加することが予想される。	本件提案の実現により、下記の効果が見込まれる。 ① 農地中間管理機構は、法令に定める下位業種について他の者に委託してはならない。また、これを除く業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。(法第22条) ② 農地利用計画の決定 ③ 農地転用申請書の提出 ④ 農地転用等について借受を希望する者の募集及びその結果の公表 ⑤ 農地中間管理機構を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農用地施設の新築その他の農用地利用等の改良、造成又は復旧 ⑥ 事業計画、収支予算、事業報告書、貸付対照表、収支決算書及び財産目録の作成 【支援事例】 (1) 委託先への対応の遅れ 業務委託に係る知事承認手続には最大2週間程度要することから、風水害等に伴う突発的な水害の補修など、迅速に対応すべき業務への着手が遅れること(従)が懸念される。 (2) 事業負担の増大 国、県の一元的な農地中間管理事業の推進により、今後、機構の普及農地面積の拡大が見込まれており、申請・承認に係る業務(書類作成・審査など)が増加することが予想される。	農林水産省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	-	福島県、長野県、香川県	○農地中間管理機構が行う農地転用の委託については、本県においても、平成28年度(法第22条)の委託に係る知事承認の廃止が認められている。今後、機構の普及農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る業務が増加することが予想され、業務の効率化・標準化の上で、本県においても、単純作業の委託に係る知事承認の廃止を要望する。 (参考)平成28年度委託業務 ① 農地利用計画の決定(委託先)……13回 ② 農地転用申請書の提出(委託先)……8回 ③ 農地転用等について借受を希望する者の募集(委託先)……1回 ④ 農地中間管理機構を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農用地施設の新築その他の農用地利用等の改良、造成又は復旧(委託先)……1回 ⑤ 事業計画、収支予算、事業報告書、貸付対照表、収支決算書及び財産目録の作成(委託先)……1回 ⑥ 農地中間管理機構を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農用地施設の新築その他の農用地利用等の改良、造成又は復旧(委託先)……1回		

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
122	<p>事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の割出等の必要が生じ、受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要する者が、土地改良区、市町村等との間で土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整を行い、その結果をもとに、事業実施主体(国、都道府県等)は当該土地改良地から除外するための必要な手続きを行うとしている。土地改良区等の利用への影響等を勘案した調整については、受益地から除外予定の農地の位置や農地の面積、雨水貯りへの影響や地盤の凹凸等事項を勘案し、土地改良区、市町村等が判断することであることから、国が具体的な判断基準を設けることは困難である。</p> <p>国が土地改良事業の事業計画変更手続きについては、「国が土地改良事業計画変更取扱要領」(案)に基づき行っており、受益地から除外する農地の面積が5%以上の異なる場合には、国が変更計画書(案)を作成し、その内容について、計画変更審査委員会の審査・了承を経た上で、法手続へ移行することとしている。</p> <p>国が土地改良事業の計画変更の手続きとしては、国が農地、市町村長等との協議、事業参加者等の同意取得等の手続きを行うことが土地改良法で定められている。今後、土地改良法の規定に基づく土地改良事業の計画変更手続きについて、フローチャートを作成し、国省庁ホームページに掲載することを検討する。</p> <p>一方で、累積5%未満の場合には、受益地からの除外に関しては国の協議を行う必要はなく、受益地からの除外を要する者と土地改良区、市町村等との間で調整が整えば、受益地からの除外が可能である。この場合、土地改良区、市町村等が事業実施主体である国に受益地の除外の調整結果について報告を行い、事業実施主体である国が事業対象施設の規模等への影響を確認しつつ、除外を前提として事業を進めたいとしている。</p> <p>補助金返還の要否については、更新事業実施中に受益地からの除外を行う場合、たとえば5ha程度の規模であれば、通常、更新事業の対象とする農地の規模に影響がないことから、一般的には、補助金返還を要しない。</p>	<p>農林水産省第1次回答は、事業実施中であっても、国営土地改良事業で受益地除外面積が累積5%以上の場合を除いて、市町村等で調整が整えば、地方の判断で受益地除外できることを明確するものであり、本案提案に向けたものとしていただき感謝する。</p> <p>ただし、本府県からの報告を踏まえて、国営土地改良事業(国営事業)において、混乱や紛争がなく円滑に手続きが進むよう、地方農政局を通じて市町村等に文書をもって周知いただくことが必要である。</p> <p>その上で、国営土地改良事業における累積5%未満の受益地について、何ら要件はなく地方の判断で除外できるものと理解したが、仮に国による市町村等からの報告内容の確認の結果、除外できない場合があるならば、どのような場合が判断していたら必要がある。また、土地改良事業の計画変更手続きについては農林水産省ホームページに掲載することを検討することであるが、市町村等での設計や国の土地改良事業の進捗に支障をきたすことのないよう、法手続を伴わない5%未満のケースも含めて、補助金返還の要否確認や市町村等の調整結果に係る国への報告などのタスキングを明示した一連の手続・手順のモデルフローチャートを作成していただきたい。</p>		<p>【仙台市】</p> <p>「受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要する者が、土地改良区、市町村等との間で、土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整を行い、その結果をもとに、事業実施主体(国、都道府県等)は当該農地を除外するための必要な手続きを行うこととしている。」について、改良区や市町村等との間の調整における、その段階や様式、フロー等について不明瞭な点が多いため、ガイドラインの作成やHPへの掲載等を通じ、必要な手続きや関係機関との調整方法を明確にいただきたい。</p> <p>また、累積5%未満である場合、「受益地からの除外を要する者と土地改良区、市町村等との間で調整が整えば、受益地からの除外が可能である。」という部分について、「調整済」土地改良区「市町村等」の間において、受益地から除外することについては承を得られれば、事業実施主体である国の同意や手続きは不要という解釈がわかりにくいと感じた。</p> <p>【埼玉県】</p> <p>「受益地からの除外について、何を出てから受益地から除外されるか整理して整理されるかを示したい。」と、土地改良事業計画の変更を伴わない場合は、「土地改良区からの受益地除外申請書」を提出の上、決着金の支払いが完了したことを以て」等、具体的に明示いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次回答のとおり、国営事業実施中の受益地変更(5%未満)に当たっては、基本的に国から示す要件等はなく、土地改良区、市町村等との間で調整が整えば、地方の判断で柔軟に変更することが可能であることについて明確に。地方(分府)や市町村で周知すべきではないか。</p> <p>○ 国営事業の実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の割出等の必要が生じ、受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要する者が、土地改良区、市町村等との間で土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整を行い、その結果をもとに、事業実施主体(国、都道府県等)は当該土地改良地から除外するための必要な手続きを行うとしている。この場合、土地改良区、市町村等が判断することであることから、国が具体的な判断基準を設けることは困難である。</p> <p>○ 受益地変更について、これまで策定した事例、資費できない場合として想定されるケース、実現に当たって留意すべき事項、変更に係る期間や補助金返還の考え方等について、地方(分府)や市町村で周知すべきではないか。</p>	
154	<p>【内閣府】</p> <p>道の整備を促した地方創生整備推進交付金の交付事業に関しては、制度を所管する内閣府から交付担当府庁である国土交通省、農林水産省及び関係府庁に当該予算年度の前年度末に予算の精算を行った後、各交付府庁の責任において、地方公共団体への交付手続きが行われること。林野庁所管の林道事業において交付決定の事業手続が必要なことであれば、まずは、事業の執行管理の実情を把握している林野庁において、その可否を判断していただくべきと考えております。</p> <p>制度を所管する内閣府としては、交付事業に係る対応については農地可否を判断する立場にはないものの、地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に、関係する交付府庁との協議・調整に努めてまいります。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>地方創生整備推進交付金の経理事務手続きについては、申請書類の不備等への対応に一定の時間を要するものの、専攻の早期発達の推進から、交付申請書の受付や交付決定に関する業務については、地方創生整備推進交付金の林道事業において「交付金交付決定前の着手」が実施できるよう、制度を所管する内閣府と相談しながら検討していきたい。</p>	<p>平成30年度については交付決定が9月下旬だったため、前年と比べて早期の工事着手が可能となった。しかし、「交付金交付決定前の着手」が可能となれば、より早期の事業執行ができ、諸益の届減にも貢献することから、制度として確立するよう検討をお願いしたい。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		
181	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の簡素化の必要性について総合的に検討することとしている。</p>	<p>農地中間管理機構が行う事業は、年度当初の事業計画の承認において、予算や事業内容についての承認を得る必要があり、事業計画の承認や承認後、事業計画の承認が完了した上で、実施については、改めて知事が承認する必要はないと考えている。</p> <p>農地においては、法律の施行後5年を目途として農地中間管理事業に関する見直し等の検討がされる。機構事業の手続の簡素化の必要性についても総合的に検討されることとなる。より早期の農地中間管理事業の推進が図れ、かつ申請者及び行政の両者の負担軽減となるよう、法律の施行後5年以内の平成30年度中に見直しをお願いしたい。</p>	<p>【福島県】</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年を目途とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分踏まえようとする。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けや土地利用整備を推進する。また、農地中間管理機構の設置や運用に関する見直しを行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>農地中間管理機構の設置や運用に関する見直しを行うべきである。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>農地中間管理機構の設置や運用に関する見直しを行うべきである。</p>	<p>【総論】</p> <p>農地中間管理事業の手続の簡素化の解消などについて総合的に検討することであるが、処分計画の都府県知事認可、当該認可における縦横調整、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても農地中間管理事業の推進を促進する方向で検討していただきたい。</p> <p>【1】農地中間管理機構の設置や運用に関する見直し</p> <p>○ 処分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画立案段階から一貫した簡素化・迅速化の観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直しを行う方向で検討していただきたい。</p> <p>○ 処分計画の都道府県知事認可に係る縦横調整については、実施として、提案団体においてこれまで意見が出た実績がなく、計画立案前段階で関係府省間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦横を後述する方向で検討していただきたい。</p> <p>【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和</p> <p>○ 利用権の存続期間延長に関する付付の場合(契約期間以外の内容が既契約と同一であり、当事者間で合意がとれている場合には、周辺土地利用が現状から変更されるものではない)と、安定的土地利用を促進することにも、存続期間の延長に係る手続きを簡素化するなど、集約計画及び処分計画の撤回・再作成・認可・合意等の不要とする見直しを行うべきではないか。</p> <p>○ 機構運営事業の対象とする農地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理機構を取得した農地のみの対象とする。改正土地改良法の施行前に農地中間管理機構を取得した農地について、機構運営事業を推進しようとする場合は、集約計画の撤回・再作成等により、農地中間管理機構の再取得を行う必要があるとされている。</p> <p>○ 農地中間管理事業の実現に係る手続きを緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理機構を取得した農地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構運営事業の対象とする方向で制度を考慮すべきではないか。</p> <p>【3】農地中間管理機構が行う継続した事業の委託に係る知事承認の廃止</p> <p>○ 農地中間管理事業の実現に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の業務委託を行うことで知事承認を要する必要性はないのではないか。</p>	

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
219	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、申請対象経費のみを記載すること。②複数年度にわたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照)以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に煩雑している。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事経費(補助対象外経費)を記載する必要があり、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事経費、本工事に伴う工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならない。工事費(補助対象事業費)に対して補助がある中で、一部工事経費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じたり、チェックや手配に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが発生しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成と内容の確認に相当な時間を要している。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請事務の迅速化・行政事務の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産省 ○農林水産省農林政策課 ○農林水産省農林政策課 ○(同法律)施行規程 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画認定書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省令第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	熊本県	【別紙】補助計画書の改定(農地等災害復旧事業)における補助金申請書類の簡素化)xxxx	ひたしな市、藤井市、皇田市、那珂川市、山形市、宮崎県	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が増加している。職員数が減少する中、大災害時には多数の案件を実施しきれない。迅速な災害復旧のため、補助金申請事務の簡素化を要する。 ○災害復旧事業を実施する機会、機会を捉えよっては一層も早く復旧を求められる中での申請書作成作業となるため、様式の簡素化及び数値を入力する際の取決めの見直しは、事務の効率化一層も早い復旧を図ることが可能となるため必要である。 ○実施設計が出来ていない段階で経費額を確定する必要があり、その確認に苦慮しています。また、実施設計書作成時、及び入札実施時に経費変更申請する必要があり、手続的には簡素な手続ではありますが、災害件数が多いと煩雑な作業となり、時間を要しております。 ○補助計画書は、補助対象外経費の工事経費及び事務経費も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとするよう事務の簡素化を図る。 ②現在も、複数年度にわたる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出計に差異が生じる場合は、差金で調整している。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
219	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日農林省告示第1487号)の5.に定めている「災害復旧事業補助計画書」の様式の簡素化について検討を行う。	様式の簡素化について検討いただけることに感謝する。災害時の迅速な補助金申請事務を可能にするためにも、簡素化が実現する方向で検討をお願いしたい。 また、簡素化されることとなった際には、その具体的内容についてご教示いただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所	団休名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
227	地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における各種業務効率化	<p>(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止</p> <p>都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を告示し、同計画を二週間公表の縦覧に供しなければならぬが、当該縦覧を廃止する。</p> <p>(2)農用地利用配分計画の知事認可廃止</p> <p>(1)縦覧のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を要行けなければならないが、基盤強化と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。</p>	<p>(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止</p> <p>(2)農用地利用配分計画の知事認可廃止</p> <p>【執行制度】 農地中間管理機構は農地中間管理機構を有する農用地等について賃借権等の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を要行けなければならない。都道府県知事は、上記認可の申請があったときはその旨を告示し、配分計画を当該公告の日から2週間公表の縦覧に供しなければならない。(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項)</p> <p>【支援事例】 -国は、機構法附則第2条の規定に基づき法施行後5年後(平成31年3月)を目途に見直しを行うこととし、左記課題についても認識していると思われる。 -縦覧による借入れから借手への貸付けまで約4か月要している。 -都道府県や市町村に連署な事務負担が生じている。 -手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。</p> <p>【参考】 【全般】 -国は、機構法附則第2条の規定に基づき法施行後5年後(平成31年3月)を目途に見直しを行うこととし、左記課題についても認識していると思われる。 -縦覧による借入れから借手への貸付けまで約4か月要している。 -都道府県や市町村に連署な事務負担が生じている。 -手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。</p> <p>※栃木県において過年度の縦覧実績は0人(H28年度(事業開始時)～H29年)</p> <p>(2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 ※栃木県において過年度の認可決定は0件まで(検査をとして受審したと思われる者も受取人としている)など、機構法に定める認可要件を満たさないような重大な計画不備は見られなかった。</p>	<p>【制度改正による効果】 (1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止</p> <p>・継続に資する期間の短縮 ・都道府県や市町村の事務負担軽減 ・農地中間管理事業の活用促進</p> <p>【参考】 【全般】 -国は、機構法附則第2条の規定に基づき法施行後5年後(平成31年3月)を目途に見直しを行うこととし、左記課題についても認識していると思われる。 -縦覧による借入れから借手への貸付けまで約4か月要している。 -都道府県や市町村に連署な事務負担が生じている。 -手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。</p> <p>※栃木県において過年度の縦覧実績は0人(H28年度(事業開始時)～H29年)</p> <p>(2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 ※栃木県において過年度の認可決定は0件まで(検査をとして受審したと思われる者も受取人としている)など、機構法に定める認可要件を満たさないような重大な計画不備は見られなかった。</p>	<p>・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条</p>	農林水産省	栃木県、新潟県	<p>福島県、群馬県、埼玉県、新潟県、山梨県、静岡県、岐阜県、山梨県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、広島県、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p>	<p>福島県、群馬県、埼玉県、新潟県、山梨県、静岡県、岐阜県、山梨県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、広島県、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p>	<p>○農地中間管理事業は作成する回数も多、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期を要するため、借入に敬遠されがちであり、他の貸付制からの移行がなかなか進まない。</p> <p>○(1)、(2)農地中間管理事業における借手への農地の集積については、農業経営基盤強化に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事からの農地利用配分計画の認可の手続きが必要である。</p> <p>○農地中間管理機構を中心とした農地の集積が借手への配分まで、最低約3週間を要している。</p> <p>そのため、借手側からは、農地法、基盤強化法に基づく、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。</p> <p>本稿として、農地の出さし借手のマッチングが難しく、遅やかに借手側に農地を確保できる。借手が手続き期間短縮の必要性を、専断の請求を認めたところであるが、要する迅速化のために、農地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間短縮が有効だが、法定2週間期間が定められているため見直しが必要。</p> <p>なお、市町村農業委員会が農地配分計画を作成する際に、当該地域の借手を選定するなど配慮しているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき管轄権から選定が望ましいことは、要請して頂く。農地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。</p> <p>○基盤強化では、市町村の公告より耕作業者への貸付けが確定するが、農地中間管理事業では、市町村の公告で耕作業者から耕作業者への貸付けが確定し、農地中間管理機構(以下機構)から耕作業者への貸付けが確定するという流れになっている。</p> <p>この上流では、農業者が機構で借入から入った対象を求め、かつ、農地利用状況報告書の届出を要し、農地中間管理事業の活用を敬遠させてしまう一因となっている。</p> <p>人的的な観点によって、県公告が選定することで、機構集積力金の要件を欠くという事象も起こりうる。</p> <p>知事認可の縦覧廃止だけでは、本事業の敬遠は解消しないと思われるため、基盤強化と同様、市町村の認可公告のみで縦覧を廃止する必要がある。</p> <p>縦覧への貸付面積が増えない、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の集積の機能も十分に発揮できず、農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を達成するに乏しい。本提案が求める措置が必要である。</p> <p>○(1)農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい農地中間管理機構と②基盤強化による借手(②農地と耕作業者)の人とで農地中間管理機構による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手続と時間を要している。</p> <p>(2)配分計画を定めるにあたって、貸したい人と機構との間で市町村が行う手続きを行い、機構に借入れた人の間で機構の手続きを行うことになり、市町村の縦覧とメニューと内容について連絡調整などに手間がかかっていると考えることから、市町村に同じ縦覧のために、市町村にワンストップ窓口を設置し手続きの簡素化を図ることとが望ましい。</p> <p>○事務手続きが煩雑であることで簡素化を要するとなると、借手へ早期に農地の賃借等の決定を行ったには縦覧の廃止は期間短縮は必要と思われる。</p> <p>○(1)、(2)本県でも提案内容と同じ支援事例あり。</p> <p>執行制度では、ある程度経費が決定している案件でも借入による配分計画の縦覧を軽微に認可する必要があるため、縦覧後に撤廃される項目によってはその意義の過剰を認める。</p> <p>【制度改正にかかる課題】 縦覧期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確にする必要がある。</p> <p>○事務手続きに長期を要する。 都道府県や市町村に連署な事務負担が生じている。</p> <p>手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。</p> <p>○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さや借手の負担増及び事業推進の妨げとなっているが、配分計画を市町村公告とすることは、都道府県の事務負担を軽減し、市町村の事務負担を増やすものであり、この理は認められない。</p> <p>○権利移転の手續期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約4ヶ月の月に対して、農地中間管理事業法は約4ヶ月を要する。</p> <p>取組地及び関係機関間の手續の担当者等によって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。</p> <p>○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告・縦覧については、事務が煩雑で多くの関係者が対象であり、農業界ととも借手の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、(1)の農地利用配分計画の縦覧を廃止する。(なお、本県においても平成28年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)</p> <p>基本方針の策定や事業経程の認可を行う際において、農地利用配分計画がその内容に合っていないことを確認し、適正性を確保するという事象の発生も認められる。</p> <p>(2)の農地利用配分計画の知事認可の廃止については、事業の根拠に係る部分の改正となることから、慎重な判断が必要と考える。</p> <p>○縦覧と同様の支援事例の本県でも発生(約2,000筆分(4年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事業の簡素化と手續期間短縮などの制度改正が必要。縦覧による意見書が提出され、市町村の事務負担増にならないような改善が必要。</p> <p>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用配分計画に基づく農地中間管理機構による期間中の設定、農地利用配分計画に基づく借手への賃借権の設定が必要となっている。</p> <p>そのため、農業者は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることと申すことに資する期間が長いことから、専断の申請を適用する一因となっていると考える。</p> <p>今後、農地中間管理事業を活用した借手への農地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農地利用配分計画の集積の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながるかと考えている。</p> <p>なお、これまで(縦覧期間中に利害関係人からの意見書が提出されたことのない。)</p> <p>○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分まで3週間程度を要することから、借手側から敬遠される傾向にある。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業による貸付の申請は、農地法・基盤強化法に基づく3週間程度となることから、農業者から敬遠される傾向にある。</p> <p>市町村の配分計画を作成する段階から、機構、農業委員会・利害関係者等と十分な調整を行っていることから、平成28年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。</p> <p>○本県においても平成28年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るために、提案に賛同する。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
227	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。	提案の趣旨を踏まえ、利用者、地方自治体にとって使いやすい制度となるよう検討を進めていただきたい。	<p>【群馬県】 配分計画を作成する際の地域における事前調査の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続の迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>【埼玉県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目途とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。</p>	<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の農知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。また、よりよい土地利用環境の地域の空間管理に際する事項について市への移譲を進めることとするとの地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都道府県の農用地利用配分計画に対する認可権限の移譲については、提案団体の提案を受けて基幹的な検討を求め、なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ買付けしやすい環境整備を一層進めること。</p> <p>【全国市長会】 手續の簡素化に向け、対応を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>【総論】 ○「機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県農知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委任の知事承認についても提案団体の支援を期待する方向で検討いただきたい。 ○「農用地利用集積計画・配分計画の作成・事務手続の迅速化」迅速化 ○配分計画の都道府県農知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定・審判に係る一連の手續を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で締結する仕組みと見直し方向で検討いただきたい。 ○配分計画の推進即農知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定段階で関係者間の意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。 ○利用権の存続期間延長手続の緩和 ○利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が譲渡約と全く同一であり、当事者間で合意がされている場合には、用途の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手續を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみを認めていること、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があることとしている。機構関連事業の実施に係る手續を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委任に係る知事承認の廃止 ○農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委任に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの事務内容の委任業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。</p>		

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体会	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
284	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止	農用地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用配分計画及び農用地の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法による農用地の賃借権の設定が認められており、農業経営基盤強化促進法による農用地の賃借権が認められており、農業者などから事務改善や農薬に支障を及ぼしているとの声が多く寄せられており、農用地中間管理事業の推進を妨げている。また、現行制度でも、配分計画については、市町農業委員会の意見を踏まえており、地域の農業者などの利害関係者とも調整を図ることができる。縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものとする。なお、大分県では、農用地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。	縦覧の廃止によって利用権設定までの期間が2週間程度短縮されることから、農業者などの適切な営農に資するとともに、農用地中間管理事業の円滑化が期待される。		農林水産省 提案	農林水産省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局、大分県)	岩手県、秋田県、福島県、新潟県、群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、長野県、山梨県、愛知県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大分市	○農用地中間管理事業は作成する事業者も、事務が煩雑であり、貸付手続に長期化を要するため、借受人に敬遠されがちな一方で、他の貸付制度からの移行がなかなか進まなかった。 ○農用地中間管理事業における担い手の農地の集積については、農業経営基盤強化に基づく市町村長の雇用集積計画の作成・公布から、農用地中間管理事業の推進に関する法律に基づき知事からの配分計画の認可までの手続が必要であり、農用地中間管理事業を中心とした農地の集積が担い手への配分まで、最低約5週間必要としている。そのため、担い手農業者からは、農地法、基盤強化法に比べ、農用地中間管理事業の推進に関する法律による一環の手続きを要するとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが難しかったり、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続短期化期間の伸びを参考に、事務の迅速化を図ってきたいと考えているが、買合交渉のため、農用地利用配分計画の縦覧実施と縦覧期間を短期化したいが、法定で週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が縦覧配分計画を作成する際に、当該農地の担い手等を先ずるなど配慮しているため、農用地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実地として、農用地利用配分計画の縦覧の必要は低いと考える。 ○本県においても、農用地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の手続手続を要し、特に農業者における円滑な権利移転に支障を来してきているほか、農用地中間管理事業の普及促進を図る一因となっている。 2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利害関係者の負担が軽減するものと考えている。 ○農用地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②確保した農地を借りたい人と農地中間管理法による手続きとの2つの手続きが必要となり、多くの手取時間が必要となる。 このため、目的である農地の集積の加速には効果を生み出してはいない。事業者選んだ担い手への農地集積を進めるため、手続を簡便化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮を図ることが望ましい。 ○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮が必要とされる。 ○農用地中間管理事業(農用地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法に比べて手続きが煩雑である。 また、農用地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはないため縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものとする。 ○農用地中間管理事業については、手続の手順を明確にすることで農業者及び事業者の駆けついでとなっているため、手続の簡便化を認るべきである。 ○権利移転の手続期間の短縮を目的として、農業経営基盤強化促進法が約2か月間に対し、農用地中間管理事業は約4か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業者および関係行政窓口で発生している。 ○農用地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用が妨げられているところから、事業者より一層簡便化できないかと、本県において、農用地中間管理事業における農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止を要望する。(なお、本県においては、平成28年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)
285	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	債権管理回収業に関する特別措置法の特定貸借債(※)が都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権は、債権管理回収業へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加することにより、回収債権の管理及び回収業務をサービスパーソンへ依頼することが可能とし、都道府県債権管理回収の円滑化を図る。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権は、債権管理回収業へサービスパーソンへ依頼することができるとともに、都道府県債権管理回収の円滑化が図られる。(就農支援資金の例は、国の債権管理回収の円滑化と同時に図られる)	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権の管理及び回収業務をサービスパーソンへ依頼することができるとともに、都道府県債権管理回収の円滑化が図られる。(就農支援資金の例は、国の債権管理回収の円滑化と同時に図られる)		法務省、農林水産省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局、大分県)	福島県、新潟県、長野県、群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大分市	○当県の若年農業者育成センターにおいても、専門的知識を有する職員や専任の職員が不足し、債権回収の困難が生じている。そのため、制度改正により、債権回収業務をサービスパーソンに依頼することでできれば、より効率的な回収の確保が図られると期待している。 ○制度において、就農支援資金については、特定貸借債として、都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権をサービスパーソンへ依頼することにより、回収業務をサービスパーソンへ依頼することが可能とし、都道府県債権管理回収の円滑化を図る。 【制度改正の必要とする理由】 都道府県債権管理回収の円滑化を図ること。 【具体的な支障事例】 若年等の就農促進のための資金の貸付け等に際する特別措置法(農業の構造改善を促進するための農業者を支援する法律)の一部を改正する法律(平成25年法律第102号)の施行に伴い廃止)に基づき若年農業者育成センターが債権及び都道府県からの貸付金等を原資として貸付を行う(就農支援資金)について、多額の未回収が発生している。サービスパーソン等及び回収業務を依頼する選択を取れないことが大きな要因となり、円滑な債権回収に支障を来している。(多くの都道府県と同様の傾向により未回収が発生している) 【制度改正により懸念される点】 特記想定されない。	

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
264	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。	現行制度でも、配分計画案については、事前に市町村農業委員会の意見を確認すること等により、利害関係者(農地の所有者、使用者等)との調整、すなわち地域の合意を得るための調整はできているため、あえて都道府県に事務的な負担をかける必要はない。 法制局側からは、「施行後5年を目途として事業の仕方等について検討を加える」旨明記されているが、本年はちょうどその年目にあたる。今秋から機構事業の手續きの煩雑さの解消等について具体的な検討が実施されることだが、とりわけ今回提案した「農地利用配分計画の知事認可における縦割制度の廃止」については、次期通常国会に改正法案を提出し、必ず実現していただきたい。		【群馬県】 配分計画を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない状態を踏まえ、5年後見直し(中体法改正)により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手續きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目途とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要する。		【全国知事会】 農地中間管理事業における農地利用配分計画の農地知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、縦横一貫付けやすし連携整備を一層進めること。 【全国市長会】 手續の煩雑化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【総論】 ○ 縦横連携の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討することであるが、配分計画の事前縦覧知事認可、追加認可における縦割制度、利用権の存続期間延長、単純な業務性の知事承認について各提案団体の支援を期待する方向で検討いただきたい。 【1】農地利用集積計画・配分計画の作成事務の煩雑化・迅速化 ○ 配分計画の推進業務知事認可については、縦横、都道府県及び市町村における計画策定・承認に係る一連の手續を標準化・迅速化する観点から、市町村単位で実施する仕組みへと見直し方向で検討いただきたい。 ○ 配分計画の推進業務知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の業績がなく、計画策定段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手續きの緩和 ○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合(契約期間以外の内容が契約と全く同一であり、当事者間で合意がされている場合)には、郡市区土地所有が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手續を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○ 縦横連携事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取付た農用地のみを認めていること、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取付た農用地について、縦横連携事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があることとしている。 縦横連携事業の実施に係る手續を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取付た農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、縦横連携事業の対象とする方向で制度見直しをすべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の業務委託によってまで知事承認を求める必要はないのではないか。
285	【農林水産省】 農村水産省は、債権回収業に関する特別措置法を所管しておらず、提案事項の実現可否についてお答えする立場にない。 【法務省】(参考) サービサー(債権回収会社)が取り扱うことのできる債権(特定金銭債権)は、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号(以下「法」という。))第2条各号に掲げるもののほか、債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成11年政令第4号(以下「政令」という。))第1条に掲げる者が有する貸付債権及び政令第3条各号に掲げる債権があるが、都道府県青年農業等育成センターが保有する債権については、これらの債権に含まれないとされている。 御提案は、サービサーが取り扱うことのできる特定金銭債権の範囲の拡大を求めるものであるところ、その拡大に当たっては、社会経済上の一次の貸付債権等を調査検討した上、政策目的実現のためサービサーに取り扱わせることの必要性の有無の検討が必要であり、債権支援資金制度に係る貸付金については、そのような必要性のある債権とまでは認め難いと考えている。	【法務省】 債権回収業の政策目的 債権支援資金制度は、農業の技術の習得及び経営方法の習得の支援等と併せ、農業を担うべき青年農業等育成センターは農業支援資金制度を含む新規就農者の促進を図ることと業務とし、サービサーに未収金の回収を取り扱わせることで、本来の新規就農者確保に注力することとされている。 ①追加共同提案団体からの支援事例のとおり、他県でも青年農業等育成センターは未収金の回収に苦慮している例が多く、センターから県への償還に支障が生じる可能性がある。その場合、各センター又は県において財源手段が必要となる。そのような事態にならないようするため、未収金の回収効率化等の方法の調査検討を行う必要がある。 ②内閣府公共サービス改革推進室から「地方公共団体の公共サービス改善」公金の債権回収業務「一括実施」に向けて、「(平成25年3月)」「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」(平成26年2月)が提出されており、国でも債権回収における官民連携・民間委託の方向を示している。センターは自治体ではないが下記のとおり債権管理回収業に関する特別措置法の貸付主体と同様であると考える。 ③債権管理回収業に関する特別措置法では貸付債権の主体として「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人住宅金融支援機構」並びに都道府県といった貸付業務を行う団体が規定されており、債権支援資金貸付で重要な役割を担う青年農業等育成センターも同様の貸付主体と考ええる。 (農林水産省) 債権支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、農業者からセンターへの未収金が償還困難であるセンターから県、県から国への償還が困難になるため、債権支援資金制度を所管する立場から今回提案の必要性についてのご見解をお示し願いたい。		【福島県】 債権支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、センターにおいて農業者の未収金回収が進まないことで、センターから県、県から国への償還が困難となるため、今後提案についてご支援願いたい。			

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
311	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、補助対象経費のみを記載すること。①複数年度にわたる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。②より記載しやすく、間違いが起きにくいシフトへ変更すること。(別紙参照)以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に負担となっている。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事経費(補助対象外経費)を記載する必要があり、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事経費、本工事に掛ける工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならない。工事費(補助対象事業費)に対して補助がある中で、一部工事経費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じることが、チェックや承認に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようになると、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請事務の迅速化・行政事務の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産省農林水産省 ○農林水産省農林水産省 ○(旧法律)施行規程 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画図等様式の様式を定める等の件(告示、改正、平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	指定都市市長会	【別紙】補助計画書の改訂点(農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化)を添付	ひたらが市、豊田市、愛媛県、北九州市、大村市、宮崎市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が増加している。職員数が減少する中、大災害時には多数の案件を実施していかなければならない。迅速な災害復旧のため、補助金申請事務の簡素化を要する。 ○災害復旧事業を実施する機会、被害の状況によっては一度も復旧を求められなかった申請書作成作業となるため、様式の簡素化及び数値を入力する際の取決めの見直しは、事務の効率化と一層高い確信を得ることが可能となるためである。 ○①補助計画書は、補助対象外経費の工事経費及び事務経費も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとする事で事務の簡素化が図れる。 ○現在も、複数年度にわたる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出計に差異が生じる場合は、差金を調整している。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
311	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日農林省告示第1487号)の5.に定めている「災害復旧事業補助計画書」の様式の簡素化について検討を行う。	様式の簡素化について検討いただけることに感謝する。災害時の迅速な補助金申請事務を可能にするためにも、簡素化が実現する方向で検討をお願いしたい。 また、簡素化されることとなった際には、その具体的内容についてご教示いただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	